

Title	壘米利加鉄道会社の概要
Sub Title	
Author	鈴木, 恒三郎
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.1, No.6 (1909. 10) ,p.312(82)- 322(92)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091001-0082

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

何等の影響を及すものに非ず然らば如何なる場合に於て此の事實が領事裁判の消滅に關係するものなりやと云ふに能保護國は保護の實效を擧げんとするに當り領事裁判の存在は非常の障礙となるを以て之に對し何等かの措置に出でざる可からず而して此措置の如何は實に領事裁判に對し重大なる關係を有するものとす今此場合に能保護國の採るべき措置に關し二個の主義を説明せん

(甲)佛國主義 佛國主義は先づ自國の文明裁判制度を被保護國內に設置したる後國際談判によりて第三國をして領事裁判を撤退せしめんとするものにして既に之をチュニスに實行して其效を奏せり然ども第三國は必しも能保護國の提議に同意するの義務なきものとす故に佛國は第三國の不同意に際會するや斷然被保護國の合併を執行せり彼のマダガスカル合併は其適例なり保護權の設定が領事裁判の消滅に關係あるは此佛國主義の場合なりとす

(乙)英國主義 英國は自國の誘導啓發の下に被保護國をして其土著の司法制度を改良せしめ被保護國が自から文明裁判を行ふ事を得るに至るを俟ちて各國をして領事裁判を撤退せしめんことを期するものなり故に彼の混合裁判の如きは其時期の到る迄二國以上の臣民に關係する民事々件を裁判せしめ以て領事裁判の弊害を輕減せしめんとする一時的方策に過ぎず故に此主義の場合に於ては保護關係は領事裁判の消滅と何等直接の關係を有せざるものとす

亞米利加鐵道會計の概要

鈴木恆三郎

亞米利加鐵道の特色とも云ふべきは總べての計算を中央に纏むるにあり即ち各所よりは收入支出等に對する報告書を本社に提出せしめ本社自から之が勘定整理の任に當るものとす最近二三十年間に

於ける同國鐵道會計の發達は實に著しきものにして其以前に於ては會計は獨立して一課をなしたるものにあらず即ち各所に帳簿方を置き各自の勘定を整理したるのみならず各所間の振替勘定をも相互に於て適宜所理し居たるものゝ如し以下少しく之が會計整理に關する概要を陳述すべし

第一 收入

收入を別ちて二となす營業收入及び營業以外の收入是なり(營業以外の收入は後に讓る)營業收入は乗客、荷物、郵便、小荷物及び雜收入の五種より成る

(イ) 乗客收入は各驛に於て發賣する乗客切符及び車掌が車内にて發行する賃銀受取切符を計算の基礎とす以上の切符は控及び本紙の二片より成るものにして各發賣驛並に車掌は之が控の一片を日報と共に日々本社會計へ廻送するを要す會計に於て以上の廻付を受けたるときは控の一片を各發賣

驛並に車掌別に終驛種別毎に番號を追ふて選別し各發賣驛及び車掌よりの日報と照會の上賃金の算定に誤りなきや否やを檢し若し誤ありたるときは訂正通知を發して之が訂正を命ず(但し地方切符には控の片なきが故に單に報告書を計算の基礎とす)以上の日報に基き其收入總額を各發賣驛並に車掌別の借方勘定に立て置き後日に至り出納役より之が現金收入濟の通知を受け始めて貸方に立て其責任を解除す而して各驛並に車掌は毎月一回計算書を提出するを要す此の計算書には前月の越(借方又は貸方)當月の收入(借方)收入金にして已に出納役に廻送したるもの(貸方)及び翌月への越(借方又は貸方)の勘定を記載しあるものとす

以上の收入金の内には社外線に跨る賃金を含むものがあるが故に之れに對しては各關係鐵道會社に配當計算をなすを要す而して其の配當計算の結果は各鐵道會社に毎月一定の書式に據る通知書を發するものとす之に反して配當額の通知を他鐵道會

社より受たるときは車掌より廻送し來りたる切符と對照し之が配當額に誤りなや否やを檢し若し誤りあるときは訂正通知を發し翌月の勘定に於て之が訂正を求むるにあり

(備考) 乗客切符に二種あり地方切符通し切符是なり以上の大別は通常切符の外に往復切符哩切符特別切符及團體切符等の區別あり地方通常切符は普通一枚(名刺形のもの)なり但し例外として二片より成り一片を控としたるものあり往復切符は往返の二片より成る通し切符は最初に控の一片を有し最後の一片に契約條項有効期日及び等級等を記載したるもの、外其の他は通行すべき異なりたる鐵道會社の數に應じたる同一様式の一片を増加したるものなり各種の切符は文字又は數字を以て類別す此の類別は普通着驛路筋等級等を區別するに用ゆ而して各類別毎に切符番號を附するを常例とす切符代價は總て發賣驛に於て之が全部を請求す而して發賣驛の賣上收入金は毎日出納役又は出納役より指定せられたる銀行に送附するを要す斯

くして各驛は賣上高を借方とし出納役への廻送高を貸方となすの勘定をなす(車掌の車内に於て發賣する賃銀受取切符に對する取扱は總て發賣驛の取扱に同じ)

(ロ) 荷物收入は各驛より毎日廻付し來る輸出荷送狀に就き就き會計は之が等級賃銀其他の計算に誤りなきや否やを檢し若し誤りありたるときは訂正通知を發し之が訂正を命ず而して以上の送狀と各驛よりの輸出日報との照會をなし且つ發送驛の輸出日報と受付驛の輸入日報との對照の結果相附合するや否やを檢査するものとす

荷物收入は立替拂(之は持込賃又は他會社鐵道運賃の立替仕拂等を云ふ)及び運賃の二種とす以上の立替拂及び運賃は前拂として發驛にて出荷人より收入する場合と後拂として着驛にて荷受人より收入する場合とあり故に各驛の勘定は輸入荷物に對する立替拂運賃及び輸出荷物に對する前拂を借方に立て輸出荷物に對する立替拂及び輸入荷物中の前拂を貸方に立つるにあり而して之が貸方借

方の差額は即ち各驛が現金の廻送を出納役になし始めて始めて其責任の解除を受け得べきものなり

(備考) 運搬を依頼せられたる荷物に對しては取扱驛に於て荷物受取の證として荷積證書を荷主に渡す而して荷物を發送するに當りては必ず送狀を作製するを要す送狀を別ちて共通送狀及地方の三とす第一の共通送狀は社外線をも共通して同一送狀にて運搬し得るものを云ふ但し之は一定の割合賃率に基き算定し相互計算を以て月勘定をなすべき申合規約ある鐵道會社線内に限る第二の通し送狀は以上の規約なきは社外線に送込む荷物に用ゆ此は接續驛に於て荷物並に之が運賃の受渡をなすものとす一週間に連續計算により勘定をなすを普通とす而して第三の地方送狀は其會社線以内の運搬荷物に用ゆるものとす各送狀は寫二通を取り一通を控とし他の一通を本社會計に日報と共に廻送す而して本紙は荷物輸送用に用ゆるものなり車掌之を持して各受付驛に荷物と共に渡す方法によるものと本紙送狀は急行列車にて先に之を受付驛

に送り車掌には別に本紙送狀の番號品名及數量等を記載したる書付を渡し輸送をなさしむる方法によるものとあり(但し通し送狀の場合は接續驛を受付驛と見做して解すべし)斯くして着驛に於て荷物を受入れたるときは送狀と照合の上荷受人に通知書を發す通知書は二片より成る即ち荷受人は其一片を提供して(運賃後拂ものは現金を添へ)荷物を受取るにあり斯くして荷積證書は普通荷物受取に必要なしと雖ども若し荷出人にして自己の送出荷物を正當受取人に渡すべき保證を得んが爲め特に荷物引渡には荷積證書の提供を要する旨の依頼をなし來るものあり此の場合に於ては送狀に其の旨を記して驛に注意す即ち着驛は荷受人にして荷積證書の提供をなさざるに於ては該荷物の引渡をなすことを得ざるなり。

運賃の取立は總て取立通知書による取立通知書は其の發行と同時に各驛現金方に於て取立通知簿の借方に立て置き之に對して現金の支拂を受けたるとき之が貸方に立て以て未取立金を整理すると共

に現金出納簿の借方に記入す輸出荷物の前拂に對する収入金及び各種の雜收入等は總て現金出納簿の借方に立つるものとす而して以上諸収入金は出納役又は出納役の指定したる銀行に送附すると同時に現金簿の貸方に立つるものなるが故に取立通知簿に残り居る未取立の分と現金出納簿の差引尻即ち現金在高とか各驛の「バランス」として翌月へ繰越さるべきものなり

(ハ) 郵便収入は普通四ヶ年毎に一定の期日を定め全線を通じて其の取扱郵便物の重量を検し之を標準として次の四ヶ年に於ける郵便物の輸送に對する賃金を政府と協定するにあり政府との勘定は本社に於て一年四回になすと雖ども収入の勘定としては一ヶ年の總賃額の十二分の一を毎月収入に立つるにあり郵便取扱は郵便官吏來りて之を郵便車に積込み郵便車には又郵便官吏乗込み居りて之を各到着地に配付するにあり各驛に於ては何等關係するところなし

(ニ) 小荷物収入 小荷物の運搬は通運會社の取

扱に一任し鐵道會社は之が一定の収入割合を協定し代理取扱をなすにあり普通は通運會社の収入金に對する幾割を鐵道に收むと云ふ契約なり即ち通運會社より毎月其収入金に對する報告書を徴し之によりて月々鐵道に收むべき金額を決定するものとす郵便物と同じく小荷物車なるもの列車に連結しありて之によりて各所に配付す、驛長及び車掌は單に通運會社の一代理人として之が荷物の取扱をなすに止まり鐵道事務とは全然其關係を異にす

(ホ) 雜収入は停車場内に備付けられたる便所用紙檢量器及び便所の使用料等よりの収入にして之れが収入金は雜收入として各驛の借方に立て現金を出納役に廻送して貸方に立つるの勘定をなすに止まる多くは一「ベニー」を箱の中に落入れて之が所要を達するの自動的裝置なるが故に一ヶ月一度此等の函を用ゐて始めて収入勘定に立つるものとす

第二 支出

支出も収入と同じく營業支出及び營業以外の支出

の二に別る(營業以外の支出は後段に之を論ずべし)營業支出とは線業に直接要する費用に外ならず即ち之を區別すれば以下の如し

- (イ) 線路及其の他の營造物の補繕
- (ロ) 車輛及其の他の器具の補繕
- (ハ) 線業經費
- (ニ) 總係費

以上の費目に對する項目の種別は政府の指定したる科目區分に從ふを要するものとす而して之が計算の基礎となるべきものは要するに賃金用品及賠償金等とす

賃金の仕拂は賃金仕拂票に基づく賃金仕拂票は一ヶ月毎に又は一週間毎に(各洲法律の定むるところによりて異なる)直接使用箇所にて作製し上司の承認を経て本社會計に廻送するものとす會計に於て之が廻付を受けたるときは所要の檢査を遂げ然る後各賃金仕拂票に示す所の費目に基き檢査濟賃金仕拂票なる勘定を相手に各其正當費目の振替をなし賃金仕拂票を出納役に廻付す而して出納

役より之が賃金の仕拂を了したる旨の通知を受け出納役若しくは現金勘定を見合に檢査濟賃金仕拂票勘定の借方に立つるものとす即ち

第一 仕拂票檢査濟の場合

何々費

檢査濟賃金仕拂票

第二 出納役より仕拂濟の通知を受けたる場合

檢査濟賃金仕拂票

出納役若しくは現金

の勘定を立つるにあり故に檢査濟賃金仕拂票勘定の差引尻は未仕拂賃金を意味するものなり

(備考) 最近十二三年間に於て賃金仕拂方法に著しき進歩を見たり其以前に於ては支拂人が仕拂車に現金を載せて各所を乗り廻し賃金を仕拂ふと同時に之が賃金仕拂票に各受取人の自署を取りたるを普通とせり(現在とても小鐵道に於ては依然此の慣習を持續するもの少なからず)然るに近年に至り賃金仕拂小切手を用ゆる方法によるもの日に多きを加ゆ即ち會計に於て賃金仕拂票の檢査を了

したる後會計課長に於て之れが各人に對する賃金仕拂小切手を作製し出納役に廻附す出納役は之を各所に配付して賃金の仕拂をなす各所に於て仕拂小切手の受入をなしたるときは先きに振出したる賃金仕拂票の控と照合の上之が受取書を出納役に送付すべし而して各人への配付方に付ては其の箇所主任の責任に一任するものとす

而して賃金仕拂小切手と引換に銀行又は其の他の箇所にて現金の仕拂をなしたるときは之れが仕拂小切手を直に出納役に廻送するを要す以上の廻付によりて出納役は該小切手が正當受取人に仕拂したるや否やを知るを得べく又之によりて銀行又は其の他の仕拂箇所の貸方に立つるの材料となすを得るなり斯くして出納役は其の仕拂小切手を會計に廻附す會計に於ても亦受取人の正當受取人なるや否や等を檢して後始めて前述の出納役勘定の貸方及び検査濟賃金仕拂票の借方に立つるものとす (第二の場合参照)

會社又は個人

が仕拂事項の生じたる直接關係方に於て之を作製す(但し用品代は例外とし倉庫方に於て之を作る(後段参照)仕拂票の様式は各鐵道共多少の差異あるも要するに大同小異なり
直接關係方に於て代理請求人より提出したる請求書に基づき仕拂票を作製し勘定科目を付し其仕拂票の一片即ち控に請求書を添付し上司に提出し之が承認を経て本社會計に廻送す會計に於て仕拂票の廻付を受けたるときは所要の検査を遂げ課長之を承認したる上検査濟仕拂票なる勘定を相手に假りに各人各勘定の打消しをなし置き之が仕拂票を出納役に廻送し仕拂をなさしむるにあり斯くして出納役に於て仕拂を了したるときは仕拂票に仕拂濟の旨を記し會計に返戻す會計は該仕拂票が果して正當受取人に仕拂はれたるや否やを檢したる上出納役若くは現金勘定を見合に検査濟仕拂票勘定の借方に立つるものとす即ち

第一 仕拂票検査濟の場合

検査濟仕拂票
第二 出納役より仕拂濟仕拂票を受けたる場合
検査濟仕拂票
出納役若は現金

の勘定をなすにあり
(備考) 用品に對する取扱は小鐵道にありては直接に本費目を相手に用品代の仕拂をなし倉庫勘定を設けざるものありと雖も多くは倉庫方勘定を持するを普通とす

物品の請求は各所より提出する豫求書に基くものにして(豫求書は一箇月纏なり)
賣込人は物品の届入に對し三通の仕切書を仕入方に提出するを要す即ち第一片は物品受付箇所に第二片は會計に廻送し第三片は仕入方の控となすものなり而して第一片の仕切書は物品受入箇所に於て受入物品と照合の上受入濟の旨を仕切書面に記して仕入方に返戻するにあり仕入方に於て受入濟仕切書の返戻を受けたるときは之に基づき仕拂票を作製す斯くして之が仕拂票に記入すべき勘

定科目は他の仕拂票と異なり本費目の代りに物品の受入をなしたる倉庫方又は受取人とす上司の承認を経て會計に廻送す而して會計に於ては曩きに廻付を受けたる第二片の仕切書に基き已に記入帳に記入しあるが故に以上の仕拂票の廻付を受けたるときに記入帳の適當の欄に之が仕拂票の番號並に日付等を記入して此の欄の締切をなすにあり斯くして

會社及個人

検査濟仕拂票

第二 出納役より仕拂濟仕拂票の返戻を受けたる場合

検査濟仕拂票

出納役

の勘定をなすこと一般の仕拂票取扱に同じ然るに茲に用品の取扱に限り一般の仕拂票と取扱を異にする點は一般の仕拂票は其の作製と同時に直に之本費目の借方に立つべきものなるに反し用品に

對する仕拂票は其作製と同時に之を倉庫方勘定の借方に立て置き倉庫方に於て各使用箇所より發行する物品引出切符（同切符は勘定科目を記するを要す）に物品渡濟の上を付し之が廻送をなしたるとき始めて倉庫方の貸方に立て殘品に對する責任を明かにすると同時に物品引出切符に記載しある費目の借方に立つるものとす但し以上倉庫方の貸方は各引出切符毎になさずして一箇月を纏め倉庫方よりの日報と照合の上合計にて整理し居るもの勘からず

以下少しく營業以外の收入支出に付き説明する所あるべし
 營業以外の收入とは公債株券其の他の有價證券により受たる利子配當金附隨事業の利益金及び其他之に類する收入金を云ひ營業以外の支出とは社債其の他の借入金に對し支拂ふ利子株主への配當金、起業費、附隨業の缺損金税金其の他に類する支出金を云ふ但し税金に付ては多少異なりたる意見あるが如しと雖も之を營業費以外に置くを以

て普通とし又合理なるが如し而して以上營業以外の收入及び支出金中起業費を資本勘定に立つるの外其の他は之を其の年度の收支勘定或は損益勘定の何かに立つべきものなり而して之が收支勘定に立つべきものとす損益勘定に立つべきものとの區別は各鐵道各其の採る所を異にすと雖も普通は收入支出にして其の年度に生じたるものなるときは之を收支勘定に立て收入支出にして前年度に屬すべきものなるときは之を損益勘定に立て居るが如し

米國鐵道會計に就て大に習ふべき點は資本勘定に對する注意の周到なること是なり即ち會計課長は常に不合理に資本勘定に立つるを防がんが爲め起業費に對する仕拂票は其の部下をして入念に検査せしめたる上尙自から之が再調をなされば認可を與へざるにあり
 營業收支勘定は月締計算をなすを通則とす此の月締計算をなすには十日より十五日の猶豫期日を有す月締計算書の書式大略以下の如し

營業收入

- 乗 客
- 荷 物
- 郵 便
- 小荷物
- 雜收入

營業支出

- 線路及其他の營造物の補繕
- 車輛及其他の器具の補繕
- 操業經費
- 總係費
- 差引益

而して年度決算報告書は政府の定めたる一定の規定に基づき編成したるものなれば各鐵道殆んど同一體裁なり以下少しく年度決算報告に付き説明するところあるべし

年度報告は以下の三種よりなる

- (1) 損 益 表
- (2) 資 産 負 債 表

(3) 操業報告其他の統計表

第一 損益表は以下の體裁による

Gross earnings
Operating expenses
(diff) Net earnings
Other income
(Sum) Gross income
fixed charges
(diff) Net income
Dividend
(diff) Surplus

Gross earning は總ての收入を云ふ但し所有公債並に株券の利子及配當金等は之を含まざるを以て普通とす

Operating expenses は以上の收入を得るが爲めに費す諸費なり

Other income は所有公債及株券の利子及配當金を云ふ

Fixed charges は税金及社債の利子等よりなる第

92 二 資産負債表

資産負債表は之を要するに以下の區分により其項目の種別を列記したるものなり

(減額) (増額)

Capital assets	Capital Liabilities
Current assets	Current Liabilities
Profit & loss (deficit)	Profit & loss (surplus)

第三報告書及び統計表は大略以下の三種に區別することを得べし

- (1) Statistics of road itself
- (2) Reports of rolling stocks
- (3) Reports of traffic

以上の統計は収入支出が果して正當なる原因結果に據るものなるや否やを検する唯一の材料とす今假に或鐵道會社にして補繕費として貨車の補充をなし能はざる爲め廢車を其儘生かし置き新に貨車を増加したるもの、如く装ひ起業費を以て支出したりとせんか之を發見するの途之より實地に就て調査するに如くなしと雖ども又以上の統計を精

密に調査するに於ては之が發見するに難からず即ち Traffic statistics に於ける貨車運搬量の平均に於て減少するものあるを見るべき道理なればなりニユーヨークセントラル又はペンシルバニア等の大鐵道に於ては此等の統計は百を以て數ふるの多きものあるを例とす

新 著 批 評

加藤政 産業政策 之助著

星野新吉

本著は、加藤氏が國運の隆盛は、富國強兵にあり富國強兵は、産業の振興に如くものあらじとて我國目下の状態を鑑みて國運發展の方針を指示せん爲にものし給へる一大産業振興策なり。其内容は總論以下十八章に分れ主力を關稅政策、稅法整理。及内國政策に傾倒せるが如し。各章氏の多年の經驗により、古今大家の學說を參酌し、古來の歴史の示す所に從ひて、斷案を下せる者にして、加ふるに氏獨特の忠愛の熱情を以てす。書中讀むべきの論多く實に現代を洞察せる切實の論文なり。第一章總論は世界の産業史に徴し、現代の大勢を見て、之を我國情に照し、軍備の縮少すべからざるより論じ『學說は何れの場合に於ても之を應用して均しく國富の増進を期し得べきにあらず』と

て吾取るべき時期に適する方策を定めたり。第二章に『日本の地形及富源』と題して、我地位を泰西の諸國に比較して決して劣等にあらず寧ろ彼より好地位に位するを云ひ富源亦乏しからざるを以て有望なるを説く。

第三章に至りては無關涉個人主義が國家發展に有利ならず、反つて有害なるを主張して『自由貿易の下に未來永劫當時の盛運を繼續し得べしと思へる英國の農業は米獨其他の競争の爲に失敗して今日の慘狀を呈せり』と英國の實例を引き消極無干渉の個人主義を排斥し、國運の發展に便ある積極的國家社會主義を取らざるべからずと國家の取るべき根本主義に解決を與へたり。第四章關稅政策に論及するや、史學派の學說を探り、保護政策を主張す英獨米の實例を擧げて以て論述するところ正確判明なり。英國にして當初より、保護政策を繼續せしならんには獨逸の如く農業に工業に共に榮えたりしならんと推定を下したり。英國の現状を見て輸入超過の恐るべきを統計